

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準備書面 1

～「学問の自由」は私立大学を含む全ての大学教員に保障されていること～

平成29年1月18日

京都地方裁判所第6民事部いA係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. 私立大学の教授も学問の自由の享有主体であること

1. 憲法23条の学問の自由は、学問研究そのものの自由とともに、その成果を發表し、教授する自由を保障している。それゆえ、大学教員には、公立・私立のいかんを問わず、また、学問研究の成果の内容にかかわるなく、これを自由に發表したり教授したりすることが認められる。そして私立大学も、大学教育の担い手としての公共性を帯びており（教育基本法8条・私立学校法1条）、教員については、その使命と職責の重要性から身分の尊重と待遇の適正が求められており（教育基本法9条2項）、大学教員においては何よりも学問研究活動の自由の保障を意味する。私立大学の教員に対する不利益処分が教育基本法9条2項に違反するような場合は当然に無効とされるし、憲法23条を直接及ぼす見解もある（矢島基美「私立大学における学問の自由」ジュリスト1354号20頁以下）。

国公立・私立を問わず大学間での学者研究者の人事の交流は頻繁に行われており、国公立大学から私立大学に移った途端に、その学者研究者に対して学問の自由が保障されなくなるということは、法の下における平等に反し、ありえない。

2. 私立の研究機関での学問の自由について、大学についてみれば、日本では国立の設置形態が重要な意味をもっているが、それでも数量的には私学が圧倒的地位を占めており、私的な雇用関係における学問の自由は重要である。学問の自由を公権力からの自由として捉える限り、それは人権の私人間効力の問題となる。例えば、国公立とは異なり目的や業務が企業目的によって限定されている企業付設の研究所における学問の自由は、間接適用説の枠組みによって調整されざるをえないであろう。しかし、私立大学は国公立と目的を同じくする（学校教育法83条）研究機関であるから、私学の自由との微調整は残るものの、間接効力説によっても限りなく直接効力に近いものとして保障が及ばなければならない（松井幸夫「学問の自由と大学の自治」ジュリスト1089号205号）。

3. 最判昭和38年5月22日（東大ポポロ事件）は「…学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであつて、同条が学問の自由はこれを保障すると規定したのは、一面において、広くすべての国民に対してこれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるこれらの自由を保障することを趣旨としたものである。教育ないし教授の自由は、学問の自由と密接な関係を有するけれども、必ずしもこれに含まれるものではない。しかし、大学については、憲法の右の趣旨と、これに沿つて学校教育法五二条が「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」することを目的とするとして、大学において教授その他の研究者がその専門の研究の結果を教授する自由は、これを保障されると解するのを相当とする。すなわち、教授その他の研究者は、その研究の結果を大学の講義または演習において教授する自由を保障されるのである。そして、以上の自由は、すべて公共の福祉による制限を免れるものではないが、大学における自由は、右のような大学の本質に基づいて、一般の場合よりもある程度で広く認められると解される…」としているが、公立大学と私立大学をいっさい区別していない。教育基本法及び学校教育法も公立大学と私立大学を区別していない（教育基本法7条・学校教育法83条以下）。

4. 学問の自由 (academic freedom) は…伝統的に「大学の自由」と同義に解されたが、大学の自由は大学における教師の研究と教授の自由の保障を根幹とするものであったので、大学（それと並ぶ高等研究教育機関を含む）における研究教育者に関するかぎり、いかなる教材等を用い、いかなる学説をいかに講義（教授）するかは、彼（または彼女）らの自由な判断に委ねられると考えられてきた。この教授の自由は研究成果の発表の自由…の一形態であるが、大学の自由として考える場合は、大学という制度の自治 (institutional autonomy) と密接不可分の関係にあることに留意すべきである…。このような大学の自治の伝統は、学問の自由が広く一般国民を含めて学問的活動の自由をも保障する意と解されるようになった今日でも少しも変わりはない。したがって、講義の内容ないし方法について、それが刑罰法規に触れる違法が明白である場合とか研究教育者として当然尊重することが要求される基準に違反する場合は格別、それもないのに公権力や当該大学の設置者・管理者および社会的権力などが介入ないし干渉することは、いっさい許されない（芦部信喜「学問の自由（1）」157号79頁以下）。

私立大学においては大学の設置者・管理者が教授の講義の内容ないし方法について介入・干渉することは許されない。

第2. 大学の自治の根幹としての教授会自治

1. 平成26年改正前の学校教育法93条1項は「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と定めている。
2. 憲法23条が保障する学問の自由の内容は、既に述べたとおり、学問研究の自由、学問研究結果の発表の自由、大学における教授の自由とともに大学の自治が

あげられる。思想・良心の自由（憲法19条）及び表現の自由（同21条）の保障の上にさらに明文で「学問の自由」を保障する趣旨は、学問研究が常に従来の考え方を批判して、新しいものを生み出そうとする努力であることから、それに対して特に強い程度の自由が要求されることによると解されている。特に大学は、歴史的に、時の権力・権威との衝突を繰り返し、往々にして弾圧の対象となった。日本においても、戦前の滝川事件（1933年）、天皇機関説事件（1935年）などの大学に対する国家の介入の歴史がある。それゆえ、大学における教育及び研究は、大学が国家権力その他の権力や権威から独立し、組織体としての高度の自律性を保障されることによってはじめて可能であると考えられ、ここに大学の自治が保障されるゆえんがある。教育基本法は、教育に対する不当な支配を禁止して、教育の政治的中立性を確保するが、これに重ねて「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」（同法7条2項）と定めているのも、「大学の自治に基づく配慮が必要である」との趣旨によるものである（教育基本法改正時の2006年5月31日衆議院における小坂憲次文部科学大臣答弁参照）。

3. かかる大学の自治は、学問の自由を保障するためのいわゆる制度的保障として捉えられることから、具体的な内容は法律によって定められることとなるが、制度そのものを廃止したり、制度の核となる本質的な内容に及ぶ制約を加えることは許されないと解されている。

大学の自治の内容として、（ア）学長・教授その他の研究者の人事の自治、（イ）施設及び学生の管理の自治、（ウ）予算管理における自治（財政自治権）、（エ）研究・教育の内容と方法等に関する自治の4項目を挙げるのが通説的見解である。大学の自治の主要な担い手は、自治の存在理由及び大学の目的が教育研究にある（学校教育法83条1項）ことから、教授その他の研究者の組織であるべきであって、具体的には、教授会がその中心となる。平成26年改正前の学校教育法93条1項は、以上のような憲法、教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、教授会に「重要な事項を審議する」役割が認められることを明らかにしたものであると解され、この意味で重要な事項を審議するための存在という教授会の役割に関する学校教育法93条の規定は憲法による大学の自治の保障の制度的核心を構成するものである。

被告においても「同志社大学大学院学則」（甲1）において（1）教育研究に関する事項、（2）授業及び研究指導に関する事項、（3）教員の人事に関する事項、（4）学位論文審査に関する事項、（5）学則、研究科諸規程に関する事項は研究科教授会の審議事項とされ（32条2項）、ビジネス研究科においても、（1）教育研究に関する事項、（2）教育課程に関する事項、（3）教員の人事に関する事項、（4）学則、諸規定に関する事項…（7）研究科長の選出に関する事項、（8）教授会の組織および運営に関する事項は教授会で審議するとされている（乙4）。人事については「同志社大学教員任用規程」（甲2）において、教員の任用は教授会の議を経て、大学評議会において決定すること（7条1項）、各教授会における教員の任用に係る手続きについては、各教授会において定める

こと（同条2項）とされている。また「同志社大学大学院教員任用内規」（甲3）において大学院教員の任用は当該研究科教授会の議を経て大学評議会において決定するとされている（5条）。

第3. 上記に関連する事項に関する答弁書に対する反論

1. 被告は「私立大学において、誰がどの科目を担当するかは、雇用契約に基づいて使用者が決めるのであるから、労働者たる教員が決定権を持つことはない」などと主張する（4頁）。

しかしながら、かかる主張は、私立大学をあたかも民間企業と同視し、一般の労使問題と同等に扱おうとするものであり、大学教員の学問の自由や教授会自治を等閑視するものであって全く以て失当である。被告自身が、授業及び教育指導に関する事項は教授会の審議事項としていることとも整合しない。

なお、原告は、ビジネス研究科においてシステムダイナミクスの講義を担当すること等の条件が認められたので、同志社大学への招聘に応じた（当時招聘を担っていた中田喜文教授に確認されたい）。原告がシステムダイナミクスの手法を用いたミクロ経済学・マクロ経済学を用いた教授を行うことは、採用時の雇用条件でもある。そして原告は、この雇用条件に従って、ビジネス研究科開設当初から、実際に原告はシステムダイナミクスの手法を用いたミクロ経済学・マクロ経済学の教授を行ってきた。これは勿論これまでの教授会における適正な手続に基づく審査・承認を経た上でのことである。

2. 被告は、「そもそも、原告と被告の間の法律関係は雇用契約であり、原告にどのような労働をさせるか決めるのは、使用者たる被告である。わが国において就労請求権は認められないから、労働者には、自分がどのような仕事をするか決める権利はない。労働者の意に沿わない職務が命じられた（又は命じられなかった）という一事によって、違法となることはない…」 「…さらに、学問の自由とは、学問研究・研究発表・研究成果の教授に公権力が介入してはならないことを意味するものであり、私法人たる被告と原告の間の雇用契約の内容を規律するものではない」などと主張する（8頁）。

しかしながら、このような主張も私立大学教員も学問の自由の享有主体であること、そして私立大学教員については私立大学の設置者・管理者の介入からの自由が学問の自由として（直接適用・間接適用を問わず）保障されるべきことを全く理解しない主張であり失当である。同志社という日本を代表する私立大学が自らを営利民間企業のように扱うような主張は、大学自らが学問の自由・大学の自治を放棄するような無責任な主張である。

なお就労請求権が判例・学説上常に否定されている訳ではない。特に、業務の性質上労務の提供に特別の合理的利益を有する場合にはなおこれが肯定されるのであり、大学教授については、教授は研究発表の機会であると同時に研究と不可分の関係にあって研究の発展に寄与するものであることからすると「特別の合理的利益」が肯定されるべきである（西谷敏「大学教員の就労請求権」（労働法律旬報1215号17頁、仙台高裁秋田支判平成10年9月30日（判タ1014

号220頁)、仙台地判平成11年12月22日判タ1067号185頁、大阪高決平成13年4月26日判タ1092号170頁、東京地判平成17年6月27日判例タイムズ1189号243頁等参照)。

以 上